# 龍ケ崎市農業経営基盤の強化 の促進に関する基本構想

令和5年8月(変更)

龍ケ崎市

# 目 次

퐈	1	辰	未在呂本盤独化促進に関する刀軒	Т.
	1	基	本構想策定の目的	1 -
	2	農	業基盤強化促進に関する基本的な方向	1 -
	(	(1)	効率的かつ安定的な農業経営	1 -
	(	(2)	農用地の利用集積と集約化	1 -
第	2	農	業経営基盤の強化の促進に関する目標	2 -
	1	効	率的かつ安定的な農業経営の目標	2 -
	2	新	たに農業を営もうとする青年等の目標	2 -
第	3	農	業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの	農
		業	経営の指標	2 -
	1	効	率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	2 -
	2	新	たに農業経営を営もうとする青年等の基本的指標	5 -
第	4	第	3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6 -
	1	農	業を担う者の確保及び育成の考え方	6 -
	2	本	市が主体的に行う取組	7 -
	3	関	係機関の連携・役割分担の考え方	8 -
	4	就	農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8 -
第	5		率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他患	
			の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
	1	農	用地の利用の集積に関する目標	8 -
	2	そ	の他農用地の効率的かつ総合的な利用	9 -
	(	(1)	農用地の利用状況	9 -
	(	(2)	営農活動の実態等の現状	9 -
	(	(3)	今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	9 -
	(	(4)	農地集積・集約を実現するための取組	9 -
	(	(5)	関係団体等との連携体制	10 -
第	6	農	業経営基盤強化促進事業に関する事項	10 -
	1	地	域計画推進事業の推進	11 -
	(	(1)	農業者等による協議の場の設置等	11 -
	(	(2)	協議する事項	11 -

(3)	地域計画の区域の基準等	11 -
(4)	地域計画の策定	11 -
(5)	地域計画の変更	12 -
(6)	地域計画の作成・変更時の意見聴取	12 -
(7)	地域計画の公告	12 -
(8)	農業委員会による利用権の設定等の促進	13 -
(9)	地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買い入れ協議	13 -
(10)	) 利用権の設定等に関する協議の勧告	13 -
(11)	) 地域計画の特例	13 -
(12)	) 地域計画の区域内における農用地利用集積等促進計画の決定	14 -
2	利用権設定等促進事業の推進(改正前の農業経営基盤強化法に規定する農用地の	利用権の
Ē	投定等を推進する事業)	14 -
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	14 -
(2)	利用権の設定等の内容	14 -
(3)	開発を伴う場合の措置	15 -
(4)	農用地利用集積計画の策定時期	15 -
(5)	申出及び要請	15 -
(6)	農用地利用集積計画の作成	16 -
(7)	農用地利用集積計画の内容	16 -
(8)	農用地利用集積計画の同意	17 -
(9)	公告	17 -
(10)	) 公告の効果	17 -
(11)	) 利用権の設定を受けた者の責務	17 -
(12)	) 紛争の処理	17 -
(13)	) 権利の設定を受けた者に対する勧告	
(14)	) 農用地利用集積計画の取消し	18 -
(15)	) 取消しの公告	18 -
3 農	農用地利用改善事業の推進	
(1)	実施の基準に関する事項	
(2)	区域の基準	19 -
(3)	農用地利用改善事業の内容	
(4)	農用地利用規程の内容	19 -

(5)	農用地利用規程の認定	19 -
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	20 -
(7)	農用地利用改善事業の指導、援助	20 -
4 農	作業の受委託の促進・実施	21 -
(1)	農作業の受委託の促進	21 -
(2)	農作業の受委託の実施	21 -
第7 そ	の他	21 -
別紙 1	(第6の2(1)関係)	22 -
別紙 2	(第6の2(2)関係)	24 -

#### 第1 農業経営基盤強化促進に関する方針

#### 1 基本構想策定の目的

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)は、「効率的かつ安定的な農業経営を育成」するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて「農業経営を改善する者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化」など、農業経営基盤の強化を促進することを目的としている。

この基本構想は、法第6条の規定に基づき、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)及び「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「県基本方針」という。)に即し、本市の実情を踏まえた構想を策定する。

#### 2 農業基盤強化促進に関する基本的な方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営

本市農業の持続的な成長を促進していくためには、個々の農業者が収益性の高い経営を展開し、 得られた利益を事業の多角化等の新しい試みに再投資して、更なる経営改善を図る必要がある。 このため、所得向上を目指し、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢 の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を正しく選択し、不断の努力を続 けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図っていく。

その上で、県及び本市は個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面から的確に支援を行う。

また、自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、BCPの普及等、災害に備える農業経営に向けた取組を支援する。

#### (2) 農用地の利用集積と集約化

本市では、農地中間管理機構が設置された平成 26 年度(2014 年度)から  $6\pi$  3 年度(2021 年度)までの間に、700ha を担い手へ集積し、担い手への集積率は 48.7% と県の集積率 37.8% よりも約 10%高くなっている。今後は令和 12 年度(2030 年度)に目標集積率 66.0% を達成するため、規模拡大を目指す担い手とのマッチングをさらに加速していく必要がある。

このため、本市では農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として担い手ごとに利用する農地等を明確にした「地域計画」(法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)を策定し、担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にした上で、県、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と一体となり、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。

#### 第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営基盤の強化の促進のため、主たる農業従事者が目標とする年間労働時間と年間所得については、県基本方針と整合を図り、以下のように設定する。

年間総労働時間主たる従事者1人当たり2,000 時間以内年間農業所得主たる従事者1人当たり580 万円以上

※上記の目標を上回ることのできる担い手を明確化し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成・ 確保するため、「認定農業者制度」の活用を図る。

#### 2 新たに農業を営もうとする青年等の目標

新たに自ら農業経営を始めようとする青年等に対しては、就農相談、先進農家での事前研修の 充実により着実な就農につなげる。その上で、新規就農者等が経営開始から5年後の目標とすべ き年間労働時間と年間所得については、県基本方針と整合を図り、以下のように設定する。

年間総労働時間主たる従事者 1 人当たり2,000 時間以内年間農業所得主たる従事者 1 人当たり250 万円以上

※上記の目標を上回り、将来、本市農業の担い手となり得る、意欲ある新規就農者を確保するため、「認定新規就農者制度」の活用を図る。

# 第3 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの農業経営の指標

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営のため、本市の主要な 12 の営農類型について、第2の1で掲げた目標を達成するために必要な、最低限の経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「農業経営の基本的指標」として以下のとおり設定する。

#### [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様
1普通作 (水稲+飼料用 米)	[経営面積] 水田 3,000a (うち借入地2、900a) [作付面積] 水稲(主食用米)1,800a 水稲(飼料用米)1,200a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人	[経営の特徴]       農地の集積による大規模普通作経営       [主な資本整備]       トラクター70ps     1台       トラクター50ps     1台       田植機6条     1台       自脱型コンバイン6条刈り     1台       乾燥機50石     3基       フォークリフト     1台       トラック2t     1台       【土地利用、技術等】       農地中間管理事業による農地集積を図る	作業分散を考慮した 品種別作付計画を作 成する 計画的な農機具、施 設の整備を行う さらなる規模拡大に 向けて法人化を進 め、経営基盤の強化 を図る	臨労確と雇を常導る 用をる、件、用図

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様
2普通作 (水稲+小麦+ 大豆+作業受 託)	[経営面積] 水田 2,000a (うち借入地1、900a) [作付面積] 水稲 1,200a 小麦 800a 大豆 800a 大豆 800a 作業受託 水稲 1,000a (3 作業以上・販売名義 処分権有) [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	<ul> <li>普通作経営</li> <li>「主な資本整備」</li> <li>トラクター70ps 1台</li> <li>トラクター50ps 1台</li> <li>田植機 6条 1台</li> <li>自脱型コンバイン 6条刈り 1台</li> <li>乾燥機 50 石 2基</li> <li>フォークリフト 1台</li> <li>トラック 2t 1台</li> <li>【土地利用、技術等】</li> </ul>	作業分散を考慮した 品種別作付計画を作成する 計画的な農機具、施設の整備を行う 麦、大豆を取り入れることにより年間分力の平準化を図るとともに、農機具、施設の利用向上を図る	雇用条件、 を整時働力 の確保する
3施設野菜 (イチゴ)	[経営面積] 施設 30a [作付面積] イチゴ 30a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人	【主な資本整備】30aパイプハウス・付帯設備 ウォーターカーテン 育苗ハウス 環境測定装置1棟 1台	環境測定機器の導入により、増収を図る	雇用条件 を整時働力 を確保する
4施設野菜 (トマト)	<b>経営面積</b>   施設 40a	【主な資本整備】       鉄骨ハウス     40a       環境測定装置     1 台       炭酸ガス発生装置     2 台       暖房設備     一式	環境測定機器の導入により、増収を図る	
5露地野菜 (カンショ)	[経営面積] 普通畑 500a [作付面積] カンショ 500a (うち貯蔵 400a) [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人	「主な資本整備」150 坪育苗ハウス150 坪トラクター50ps1 台マルチャー1 台収穫機1 台カンショ洗浄機1 台	周年、計画出荷を図る 貯蔵カンショの導入 により、単価向上を 図る 施設費用を抑えるため、貯蔵は外部委託	雇用条件を整備し、臨時制力を臨時働力を確保する
6露地野菜 (レンコン)	【経営面積】     水田     200a       【作付面積】     レンコン     200a       【農業労働力】     基幹的従事者     1 人       補助的従事者     1 人	【主な資本整備】       水圧掘取機     2 台       動力噴霧器     2 台       管理機     1 台	周年、レンコン田の 水源を確保する 環境にやさしいレン コン生産のため、減 窒素栽培や農業散布 回数の削減を図る	雇を臨者や施用労の制権雇確出のよ時減の場所を開発を開発を開発を開発のよ時減のより制減のは、用保荷利る間のは、用保荷利の間のでは、

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様
7露地野菜 (ネギ+レタス+ハ クサイ)	「経営面積」	[経営の特徴] レタスとネギ、ハクサイの組み合わせによる 露地野菜経営 [主な資本整備] 育苗ハウス 1棟 トラクター50ps 1台 移植機 1台 全自動収穫機 1台 マルチャー 1台 ブームスプレイヤー 1台 ネギ皮剥き機 1台 レタス包装機 1台 フォークリフト 1台 トラック 2t 1台 【土地利用、技術等】 排水対策を行う	機械化体系をとる	展集件を臨時側が出版を開発を開発を開発が、
8露地花き(小ぎ く)+露地野菜(ネ ギ)	[経営面積] 普通畑 150a [作付面積] 小ぎく 100a 秋冬ネギ 50a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人	【経営の特徴】 小ぎくを中心とした秋冬ネギとの複合経営 【主な資本整備】 育苗ハウス 1 棟 トラクター15ps 1台 トラクター40ps 1台 電照設備 一式 冷蔵庫 【土地利用、技術等】 電照栽培により開花調節を行い、需要期の安 定出荷を図る	生産出荷計画に合わせ、適切な労力を配分する	雇用条件を整備し、臨時側力を確保する
9特用林産物	[経営規模] シイタケ(原木) 4.5 万本 [農業労働力] 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 2 人	[経営の特徴] 生シイタケの専作経営 [主な資本整備] ほだ場 5,000 ㎡ 浸水槽 30 ㎡ きのこ発生室 5棟 クローラ(キャタピラ 7ps) 1 台 保冷庫 25 ㎡ フォークリフト 1台 自動植菌機 2 台 [土地利用、技術等] ・周年生産出荷 ・良い菌種を使用し、計画的に植菌を行う ・気象条件に応じた適正なほだ木管理を行う	作業計画表を作成し、効率的な作業を行う	
10酪農	[経営面積] 普通畑 750a (うち借入地300a) [飼養規模・作付面積] 総飼養頭数 98 頭 うち経産牛 60 頭 常時搾乳牛 51 頭 飼料畑 750a [農業労働力] 基幹的従事者 2人 補助的従事者 1人	[経営の特徴] 経産牛1 頭あたり年間泌乳量 8、200kg 以上の高い能力を持つ牛を飼養する [主な資本整備] 搾乳牛舎 45 ㎡ 育成牛舎 45 ㎡ 堆肥舎 680 ㎡ バンクリーナー 一式パイプラインミルカー 一式パルククーラー 一式トラクター70ps 1台トラクター50ps 1台トラクター50ps 1台 マニュアスプレッダー 1/3 台 マニュアスプレッダー 1/3 台 エーンハーベスター 1/3 台 コーンハーベスター 1/3 台 モアーコンディショナー 1/3 台 ロールベーラー 1/3 台 1土地利用、技術等] 飼料自給率 40%確保のため、750a にとうもろこしとイタリアンライグラスを作付	高い産乳量を維持するため、個体管理を 十分行う 飼料作物の基幹作業 は、共同機械を利用 して、減価償却費の 削減を図る 良質自給粗飼料(W CS含)の安定生産	へを間他み時現の間を図る

営農類型	経営規模	<u> </u>	生産方式		経営管理の方法	農業従事 の態様
11養豚	[経営規模] 飼養頭数(種地 種雄豚 子豚 肉豚 [ <b>農業労働力</b> ] 基幹的従事者	継豚) 100 頭 5 頭頭 725 頭 2 人	[経営の特徴] 高い生産効率を保つため、 働を基準に適正規模の範囲と [主な資本整備] 種雄・交配・育成舎 妊娠豚舎 分娩・子豚舎 肉豚舎 自動給餌システム 飼料タンク 除ふん装置 トラック 2t 糞尿処理施設(堆肥舎・貝 槽土壌蒸散槽・発酵槽なと [土地利用、技術等] 優良種豚を定期的に導入す	225.5 ㎡ 210.8 ㎡ 337.0 ㎡ 781.3 ㎡ 5 基 7 基 5 基 1 台 守留槽・活性汚泥	高い肥育管理技術を 身につけ、事故率 2% 以内に抑えるように 努める 飼料用米の導入等、 新たな付加価値の創 出を図る 飼養衛生管理基準に 基づく衛生管理を徹 底する	へや働入業労の図パ用を他み時現の円が導産の間を

#### [集落営農]

【木冶台质】						
営農類型	経営規模		生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様	
12普通作	[ <b>経営面積]</b> 水田 [作付面積]	6,000a	[経営の特徴] おおむね1集落内の農家から農 作業を委託された担い手農家 3 営農経営		作業分散を考慮した 品種別作付計画を作 成する	
	作業受託 水稲 (3 作業以上・販 処分権有)	1,500a 1,500a 1,500a 1,500a	自脱型コンバイン 6 条刈り 汎用コンバイン 乗用管理機	1台 1台 1台 1台 1台	計画的な農機具、施設の整備を行う構成員の役割分担の明確化により、効率的作業に努める組合の法人化を進め、経営基盤の強化	
	<b>【農業労働力】</b> 基幹的従事者 補助的従事者	3人 3人	乾燥機 50 石 フォークリフト トラック 2t  [土地利用、技術等] ブロックローテーションにより、 大豆を作付けする 農地中間管理事業による農地集		を図る	

### 2 新たに農業経営を営もうとする青年等の基本的指標

本市の主要な5営農類型(普通作1類型、野菜4類型)の代表的な品目について、第2の2の目標達成に必要な経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「新たに農業経営を営もうとする青年等の基本的指標」として以下のとおり設定する。

営農類型	営農類型 経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
1普通作	[ <b>経営面積</b> ] 水田 [作付面積]	1,500a	[経営の特徴] 親族からの継承を前提とし [主な資本整備]	た普通作経営	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う	農繁期における臨 時雇用者の確保に よる過重労働の防 止
	水稲(主食用水稲(飼料用		トラクター コンバイン 乾燥機	1台 1台 1台	青色申告の実施 財務分析による経	豊繁期においても 週1日程度の休暇
2施設野菜 (イチゴ)	<b>[経営面積]</b> 施設	15a	[経営の特徴] イチゴ専作経営		営診断の実施	を取得
	【 <b>作付面積</b> 】 イチゴ	15a	【主な資本整備】 パイプハウス 育苗ハウス ウォーターカーテン 炭酸ガス発生装置	15a 1 棟 一式	画の作成と実行 労働力確保や農作 業環境の改善など 労務管理の実施	

営農類型	経営規模	莫	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
3施設野菜 (トマト)	[経営面積] 施設	20a	[経営の特徴] トマト専作経営		複式簿記記帳の実 施による経営と家 計の分離を行う	農繁期における臨 時雇用者の確保に よる過重労働の防
	<b>[作付面積]</b> トマト	20a	[主な資本整備]       パイプハウス       潅水設備       暖房設備	20a 一式 一式	青色申告の実施 財務分析による経	止 農繁期においても 週1日程度の休暇
			トラクター 動力噴霧器	一 <sub>氏</sub> 1台 1台	営診断の実施	を取得
4露地野菜 (レンコン)	<b>[経営面積]</b> 水田	50a	<b>[経営の特徴]</b>   レンコン専作経営 		資金繰り、返済計 画の作成と実行	
	<b>[作付面積]</b> レンコン	50a	[主な資本整備] トラクター30ps 水圧掘取機 動力噴霧器 管理機	1台 1台 1台 1台	労働力確保や農作 業環境の改善など 労務管理の実施	
5露地野菜 (ネギ)	[経営面積] 普通畑 [作付面積]	70a	[経営の特徴] ネギ周年栽培 [主な資本整備]			
	<b>(TF19 回復)</b> ネギ	70a	<b>  エな貝本定備</b>	1 棟 1 台 1 台 1 台 1		

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

#### 第4 第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。加えて、地域の担い手の状況を踏まえ、異業種の企業や地域外の農業法人の参入や本市の基幹作物である水稲の大規模経営体への雇用就農なども進めることで、本市農業を支える多様な担い手を確保していく。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する 就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営 等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援 策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結 による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

#### 2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、認定新規就農者への早期の経営安定に向けた新規就農関連事業(国の無利子融資の青年等就農資金、農業次世代人材投資事業や、本市独自施策の「本市新規就農支援事業」、「本市畑作農業ステップアップチャレンジ事業」など)を効果的に活用しながら経営安定を図り、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導し、就農者の確実な定着・確保に努める。

また、女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、 女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づく り、活躍の場づくりを推進する。

さらに、効率的かつ安定的な農業の担い手の確保・育成を図るため、次に掲げる認定農業者制度の活用、農業経営の法人化、集約営農の組織化の推進に取り組む。

#### ① 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に 向け農業経営指標等を活用したフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすため の夫婦・親子間の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進すると ともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地 の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

#### ② 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行に伴う労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人(協業経営型法人)、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。

#### ③ 集落営農の組織化の推進

経営規模の小さな水田地帯、農業従事者の高齢化、担い手不足の深刻化など、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合いを重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化を推進し、将来的な集落営農の法人化を支援する。

#### 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、県(農業技術課、農業総合センター、稲敷地域農業改良普及センター、農業大学校)、 農地中間管理機構、県農業会議、県農業協同組合中央会及び各連合会、県農業信用基金協会、農 業委員会、公益財団法人龍ケ崎市まちづくり・文化財団(以下「市財団」という。)、農業協同組 合、農業経営士等関係機関・団体が相互に連携・情報共有を図りながら、就農等希望者への情報 提供及び就農相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に 向けたサポート等に努めるものとする。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、担い手育成総合支援協議会と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県農業参入等支援センターへ情報提供する。

また、農業従事者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業参入等支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業参入等支援センター、県新規就農相談センター、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用 地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 農用地の利用の集積に関する目標

国は、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月閣議決定) において、担い手が利用する農地面積の割合を 2013 年時の 5 割から 2023 年度までに 8 割に引き上げる目標を設定した。

県は、農用地利用集積の推進団体として、2014年度に農地中間管理機構を設置し、令和3年3月に策定した県基本方針において、10年後の2030年度に66%とする目標を設定した。

本市の担い手への農地の集積率は、2021 年度で 48.7%となっており、県内市町村と比較して高い数値となっている。今後、農業従事者の高齢化による農地の委託希望が増えることが予想される中、所得向上を目指す担い手や異業種企業等への農地の集積・集約化に意欲的な地域を県、本市が一体となって重点的に支援する施策の展開による政策誘導効果を加味し、7 年後の 2030 年度の担い手への農地集積率の目標を以下のように設定する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標

2021 年度 48.7%  $\Rightarrow$  2030 年度 66.0%

※集積率は、担い手の農地利用集積状況調査から引用。

#### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用

#### (1) 農用地の利用状況

- ① 本市の水田部は、土壌・水利条件がよく一般に地力が高い。土地改良事業等の整備率は、ほぼ 100%であり継続して水稲作主体の土地利用方針とする。今後は大規模区画化や暗渠排水等用排水整備等の農業生産基盤の再整備を図り、作業効率の向上を目指す。
- ② 本市北部の畑作部においては、いも類や露地野菜を主体とした都市近郊型の土地利用型農業 が盛んである。今後は、一層の地力の維持促進を図るとともに収益の増加、品質の向上に努め、 生鮮野菜の供給基地を目途に高度利用を図る。

単位: ha

区分 地区名	農地	採草 放牧地	混牧林地	農 業 用 施設用地	計
龍ケ崎地区	181. 94	0	0	0. 24	182. 18
大宮地区	565. 68	0	0	3. 97	569.65
長戸地区	442. 61	0	0	0.68	443. 29
八原地区	322. 29	0	0	1.64	323. 93
馴柴地区	153. 17	0	0	0.14	153. 31
川原代地区	156. 80	0	0	0.01	156.81
北文間地区	347. 11	0	0	0.08	347. 19
牛久沼周辺	102. 65	0	0	0.00	102.65
合 計	2、272.25	0	0	6.76	2, 279. 01

<sup>※</sup>龍ケ崎農業振興地域整備計画書から抜粋

#### (2) 営農活動の実態等の現状

本市における農用地の利用状況は、水田部と畑作部で大きく異なっており、担い手の多い水田部については、土地改良基盤整備事業もほぼ完了しており利用集積が進んでいるものの、畑作部については生産性の向上等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

#### (3) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。このため、担い手育成及び、各地区の「地域計画」等に基づき、担い手への農地集積・集約を促進する。

#### (4) 農地集積・集約を実現するための取組

本市は、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定と連動し、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化の全体計画及び年次計画の作成により、集積・集約化の目標を明確にし、PDCAサイクルを回しながら、意欲ある担い手等への農地の集積・集約化を推進する。特に農地の集約については、賃借料の統一化や耕作地の交換等について担い手間の調整や、農地所有者へ事業の充分な説明により周知を図る。

あわせて、対象とする担い手に対しては、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備、加工等による付加価値の向上、販路拡大など、儲かる農業の実現に必要な支援策を一体的に展開する。

また、意欲のある担い手への集積・集約化に積極的な地域については、県等関係機関が一体となって、規模拡大による所得向上を目指す担い手等を対象に、農地のマッチングを集中的に進める。

#### (5) 関係団体等との連携体制

本市は、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市財団、農地中間管理機構等が連携して施策・ 事業等を実施する。

- ① 本市は、「地域計画」を基に、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報と、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理し、将来の農地利用を担う、地域の内外の担い手への農地の集積・集約化の計画を整理する。また、定期的な話合いの開催により、農地と担い手に関する情報を継続的に収集し、計画の実効性を確保する。
- ② 農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査や地権者等の意向確認を行い、詳細な農地情報の収集に当たるとともに、現地コーディネーターとして地域の話合いに主体的に関与し、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。
- ③ 本市は、県、農業委員会等関係機関と一体となって農地調整を進める意欲ある担い手への 集積・集約化に積極的な地域への推進に当たっては、本市及び農業委員会の推進体制を基礎 とした上で、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。

#### 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が令和5年5月に策定した県基本方針の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取組む。

- 1. 地域計画推進事業の推進
- 2. 利用権設定等促進事業(改正前の農業経営基盤強化促進法に規定する農用地について利用権の設定等を促進する事業)の推進
- 3. 農用地利用改善事業の推進
- 4. 農作業の受委託の促進・実施

#### 1 地域計画推進事業の推進

#### (1) 農業者等による協議の場の設置等

本市は、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を推進するため、農業者、県、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他関係者による協議の場を設ける。協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、本市の基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては本市の公報への掲載やインターネットの利用等により、周知を図る。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへ対応するため、本市農業政策課を相談窓口とする。

#### (2) 協議する事項

本市は、協議の場において、地域における以下の事項について協議が行われるよう協議の場の 運営を行う。

- ① 地域における農業の将来の在り方
- ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- ③ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
  - ア 農用地の担い手への集積・集約化の方針
  - イ 農地中間管理機構の活用方針
  - ウ 基盤整備への取組方針
  - エ 多様な経営体の確保・育成の取組方針
  - オ 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- ④ その他地域の実情に応じた取組事項

#### (3) 地域計画の区域の基準等

本市は、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、実質化された人・農地プランの「中央地区」「西部地区」「東部地区」を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

#### (4) 地域計画の策定

本市は、(2) の協議の結果が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、適切な水準に至った際は、地域計画を定める。

#### 記載事項

- ア 地域計画の区域
- イ アの区域における農業の将来の在り方
- ウ イの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- エ 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

#### ② 目標地図の素案の作成

本市は①のウの目標として、①のアの区域におけて農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図を作成する。

ア 本市は農業委員会に対し、目標地図の作成及び素案を提出するよう求める。

イ 農業委員会は、本市と連携しながら農用地の所有者や担い手等と調整し、素案を作成する。

#### ③ 関係機関の協力

農業委員会は、目標地図の素案を作成するにあたり必要に応じて、農地中間管理機構に対し、 地域計画の区域外において農業経営を営む者であって当該区域内の農用地について借受け等を 希望する者及び委託を受けて農作業を行う者に関する情報の提供を求める。

④ 本市による目標地図の素案の取扱い 本市は目標地図の素案に基づいて、目標地図を含む地域計画を策定する。

#### (5) 地域計画の変更

本市は、地域の情勢の推移により必要が生じた際は、地域計画を変更する。なお、軽微な変更 については関係者への意見聴取や公告、縦覧は省略する。地域計画の内容に実質的な伴わないも のは軽微な変更として取扱い、以下の場合をいう。

- ① 区域の名称の変更又は地番の変更
- ② 農用地等を利用する農業を担う団体(法人を除く。)がその組織を変更し、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人になったことに伴う地図の変更
- ③ 農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更
- ④ その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

#### (6) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

本市は地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者に意見を聴取する。

#### (7) 地域計画の公告

- ① 本市は地域計画を定め、又は変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)は、本市掲示板への掲示により公告し、縦覧に供する。
- ② 利害関係人から意見の提出があった際は、その要旨及び処理結果を一覧表に記載し、本市掲示板への掲示により公表する。
- ③ 本市は地域計画を定め、又は変更したときは本市掲示板への掲示及び本市ホームページへの 掲載により公告する。また、県、農業委員会及び農地中間管理機構に地域計画の写しを送付す る。

#### (8) 農業委員会による利用権の設定等の促進

- ① 農業委員会は、地域計画の区域内において、当該地域計画の達成に資するよう、当該区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す。
- ② 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うよう努める。

#### (9) 地域計画の区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買い入れ協議

- ① 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者から当該農用地について所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地について農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画に即した利用権の設定等を行うことが困難な場合であって、当該農用地について、周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、本市に対し、買入協議を行う旨を通知するよう要請する。
- ② 本市は、①の要請を受けた場合、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農 用地の買入れが特に必要であると認められるときは、農地中間管理機構が買入協議を行う旨を 当該農用地の所有者に通知する。
- ③ ②の通知を受けた所有者は、正当な理由がなければ、買入協議を拒んではならず、当該通知のあった日から起算して3週間を経過するまでの間は、買入協議を行うこととされた農用地を 農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

#### (10) 利用権の設定等に関する協議の勧告

本市は、地域計画において地域全体の有機農業や基盤整備事業などに取り組むことが定められた場合において、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告し、その旨を農地中間管理機構に通知する。

#### (11) 地域計画の特例

① 農用委員会又または農用地区域内の農用地等の所有者等は、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域(以下「対象地区」という。)の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、農地中間管理機構及び対象区域内の農用地等の所有等の3分の2以上の同意をあらかじめ得た上で、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等

から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨等を本市に提案できる。

- ② 本市は当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、理由を明らかにした上で遅滞なく、当該提案をした者に通知する。
- ③ ①の事項が定められた地域計画の区域内の農用地等の利用権の設定等(農作業の委託を除く。)は農地中間管理機構に対してのみ行う。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合はこの限りではない。
- ④ 農地中間管理機構は、①の事項が定められた地域計画の区域内の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合、正当な対価による利用権の設定等を受ける。また、当該所有者等は農地中間管理機構に対して利用権の設定等を行う農用地等について、農地中間管理機構経由で一定の期間において再度利用権の設定を受けることができる。

#### (12) 地域計画の区域内における農用地利用集積等促進計画の決定

農地中間管理機構は、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定める際には、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資するものとする。なお、目標地図に位置付けられた受け手が 10 年後の農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更には当たらず、この取組についても地域計画の達成に資するものとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならなくなった場合には、農用 地利用集積等促進計画の作成後に、本市が地域計画を変更することが確実であると認めた場合は、 当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断する。

## 2 利用権設定等促進事業の推進(改正前の農業経営基盤強化法に規定する農用地の利用権の設定 等を推進する事業)

本市は、地域全体の農用地の有効利用を図るため、利用権設定等促進事業を活用して農業委員会等の関係機関と協力し農地の貸し手の掘り起こしを行い、農地中間管理機構と貸し手の農地情報や借り手である担い手の情報を共有し、担い手への権利移動を円滑に進める。

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(または移転)される利用権の存続期間(または残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

#### (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。最終改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(または移転)された利用権の存続期間(または残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日から30日前までに当該利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(または移転)を内容として定める。

#### (5) 申出及び要請

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者、または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積 を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。
- ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計

画により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(または移転)されている利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日から90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重 して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体または農業協同組合からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整った場合には、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作または養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名及び住所
- ④ ①に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容、始期、存続期間、借賃並びにその支払いの相手方及び方法、利用権の条件その他利用権の設定に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移 転の時期、移転の対価並びにその支払いの相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が、改正前の農業経営基盤強化促進強化法(昭和55年法律第65号。最終改正令和4年法律第7号。以下「旧法」という。)第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を 適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2及び農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲 げる事項
  - (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
  - (イ)原状回復の費用の負担者
  - (ウ)原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
  - (エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め
  - (オ)その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- (7) ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 農用地利用集積計画の同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に 規定する者並びに当該土地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による 権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該 土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(もしくは移転し)、又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 権利の設定を受けた者に対する勧告

本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- ① その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

#### (14) 農用地利用集積計画の取消し

本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用 集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すことがで きる。

- ① (9)の規定による公告した農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (13)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

#### (15) 取消しの公告

本市は、(14)の規定による取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を所定の手段により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

#### 3 農用地利用改善事業の推進

本市は、集落などのまとまりのある地域において組織されている農用地利用改善団体は、当該 事業を活用して農用地利用規程を作成し、地域内の担い手へ農地を集積・集約化するとともに、 担い手が不足する地域においては、地域の話し合いにより、農作業の効率化(機械の共同利用等) や農地の利用関係の改善(担い手への利用集積のための調整)を推進する。

#### (1) 実施の基準に関する事項

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的 条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、 農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

区域の範囲は、他の認定農業者等の農地の集積状況、農作業の実施状況、土地の自然的条件等によって集落の一部を除外することができる。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 規程の内容が、基本構想に適合するものであること。
  - イ 規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 規程が適正に定められており、かつ定めに従い、事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ ②の認定をしたときは、その旨及び農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を 定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。) で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認 定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、稲敷地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、市財団等の指導・助言を求めてきたときは、龍ケ崎市地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農作業の受委託の促進・実施

#### (1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現にあたり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い 手に引き継ぐことが重要であるため、本市は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託 を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合及び市財団による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成
- ③ 農業機械利用等による農作業の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての 普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権 の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農作業の受委託の実施

市財団は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申し出があった場合には、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この基本構想は、平成6年3月1日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成10年2月1日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成13年2月2日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成18年8月30日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 10 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成23年11月1日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成28年9月30日から実施する。
- 1 この基本構想は、令和3年12月28日から実施する。
- 1 この基本構想は、令和5年9月1日から実施する。

#### 別紙1 (第6の2(1)関係)

#### 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- 1 耕作または養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号) 第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ)が利用権の設定等を受けた後にお いて備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
  - (1) 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の 設定等を受ける場合、次の①から⑤までに掲げる要件の全て (農地所有適格法人にあっては、 ①・④及び⑤に掲げる要件の全て) を備えること。
    - ① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
    - ② 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
    - ③ その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
    - ④ その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
    - ⑤ 所有権の移転を受ける場合は、上記①から④までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。
  - (2) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。
  - (3) 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- 2 農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の1の(1)及び(2)に掲げる要件(農地所有適格法人にあたっては、(1)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定に拘わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- 3 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構又は農業者年金基金が事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。
- 4 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第 18 条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - (1) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - (2) 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- 5 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に拘わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

#### 別紙2 (第6の2(2)関係)

- 1 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。) の設定または移転を受ける場合
  - (1) 存続期間(または残存期間)
    - ① 存続期間は原則1年から50年の範囲(開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて1年から50年の範囲とすることが相当でないと認められる場合には、1年から50年の範囲と異なる存続期間とすることができる。
    - ② 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
    - ③ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(または移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(または残存期間)の中途において解約 する権利を有しない旨を定めるものとする。

#### (2)借賃の算定基準

- ① 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- ② 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
- ③ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- ④ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。

#### (3) 借賃の支払方法

- ① 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。
- ② ①の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
- ③ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

#### (4)有益費の償還

- ① 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により、当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定等に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- ② 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。

#### 2 混牧林地または農業用施設用地として利用するため利用権の設定または移転を受ける場合

(1) 存続期間(または残存期間)

1の(1)に同じ。

- (2)借賃の算定基準
  - ① 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当 事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
  - ② 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借地の額に 比準して算定し、近傍の借地がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する 土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
  - ③ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の(2)の③と同じ。
- (3) 借賃の支払方法

1の(3)に同じ。

(4) 有益費の償還

1の(4)に同じ。

#### 3 農業経営の受託により取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(1) 存続期間

1の(1)に同じ。

- (2)損益の算定基準
  - ① 作目等ごとに、農業の経営の受託にかかる販売額(共済金を含む。)から農業の経営にかかる経費を控除することにより算定する。
  - ② ①の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償還費、 事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保され るようにするものとする。
- (3) 損益の決済方法

1の(3)に同じ。この場合において1の(3)中の「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。

(4) 有益費の償還

1の(4)に同じ。

#### 4 所有権の移転を受ける場合

(1)対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

(2)対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

(3)所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。